

京都市重層支援会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業として、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える者及びその世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切な支援を図るため、必要な会議（以下「重層支援会議」という。）を設置することにより、支援対象者等の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進することを目的とする。

(重層支援会議)

第2条 区役所又は区役所支所（以下「区役所・支所」という。）ごとに、重層支援会議を設置する。

2 重層支援会議は、法第106条の6第1項に規定する支援会議に位置付けるとともに、法第106条の4第2項第5号に掲げる事業による支援が必要であると本市が認める支援対象者等に関するものも対象とする。

3 重層支援会議は、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下同じ。）第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会を兼ねる。

(所掌事務)

第3条 重層支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等に関する情報の交換及び必要な支援内容の検討
- (2) 孤独・孤立対策地域協議会に関する情報の交換及び必要な支援内容の検討

(組織)

第4条 重層支援会議は、別表に掲げる機関等（以下「構成機関」という。）に属する者その他区役所・支所保健福祉センター長（以下「保健福祉センター長」という。）が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(主宰)

第5条 重層支援会議は、保健福祉センター長が主宰する。

2 保健福祉センター長に事故があるときは、保健福祉センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(開催)

第6条 重層支援会議は、保健福祉センター長が構成員を選定して招集する。

- 2 重層支援会議の開催及び重層支援会議の資料は非公開とする。
- 3 重層支援会議は、原則として1か月に1回以上開催する。

(事前協議)

第7条 重層支援会議の開催に先立ち、構成員のうち個別ケースに直接関わりを有している担当者により当該重層支援会議に向けた協議を行う場合、当該協議を当該重層支援会議の一部とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 保健福祉センター長は、第3条第1号に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 保健福祉センター長は、第3条第2号に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、構成機関又は構成員に対し、孤独・孤立の状態にある支援対象者等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 重層支援会議の構成員及び事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 重層支援会議の庶務は、区役所・支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、重層支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、保健福祉センター長が定める。

(罰則)

第12条 重層支援会議の事務に従事する者又は従事していた者が、第9条の規定に違反して秘密を漏らした場合は、法第159条又は孤独・孤立対策推進法第28条に規定する罰則が適用されることがある。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）（順不同）

京都市区役所・支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
京都市区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課
京都市区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課
京都市区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室
社会福祉法人京都市区社会福祉協議会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会参加支援部
その他、所掌事務を行うために保健福祉センター長が必要と認める関係機関・団体等